

富田林市こどもの権利条例（素案）【概要】

条例制定の背景・目的

国においては、令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にはこども大綱が閣議決定されました。これらにより、こどもの権利を基盤とした施策の推進が明確に位置づけられるとともに、こども施策の企画・実施・評価にあたっては、こどもの意見を幅広く収集し反映するための措置を講ずることが、国や地方公共団体に義務付けられました。

こうした国の動きと連動し、本市においても、令和5年度より「富田林版こどもまんなか社会」の実現を掲げ、こども・子育て支援に係る様々な取組を進めています。

そのような中、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進し、こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることが出来るまちを実現することを目的として、「富田林市こどもの権利条例」を制定するものです。

条例の特徴

この条例の制定プロセスにおいては、こども・こどもに関わる当事者・市民などの参加を重視した「富田林市のみんなで作るこどもの権利条例」をめざし、「こどもの声を聴く取組」（次頁記載）の結果を条例内容に反映するなど、2か年かけて丁寧な議論のもと作成しました。

その過程では、子どもの権利条約やこども基本法、こども大綱の理念を踏まえること、様々な背景にあるこども・こどもに関わる当事者などの声を幅広く収集・反映することを重視しました。

また、条例の前文の一部はこどもたち自身によって作成されたものです。このように、こどもたちが条例の作成に直接関わったという点も大きな特徴です。

条例の施行時期

公布：令和8年4月1日

施行：準備期間を考慮した段階的施行

- ・第1～4章、第6～7章……令和8年7月1日
- ・第5章……規則で定める日（公布の日から2年以内）

こどもの声を聴く取組

（素案 解説付き P1に詳細記載）

こども・こどもに関わる当事者・市民などの意見を反映した条例にするため、以下の取組を実施しました。

こどもの権利に関する 条例検討委員会	こどもアンケート調査	市民アンケート調査
関係団体等アンケート・ ヒアリング	こどもワークショップ	こども園・幼稚園・保育園のこ どもへのヒアリング
多様な学び生活環境にあるこ どもへのヒアリング	小学生サミット 生徒会サミット	こどもの権利条例いっしょ に作ってみたい会？

各調査の結果について(主なもの)

▼こどもの権利に対する大人の認知度が低い

○こどもと比べて、18歳以上市民（大人）の認知度低くなっています。

◆「こどもの権利」を知っているか

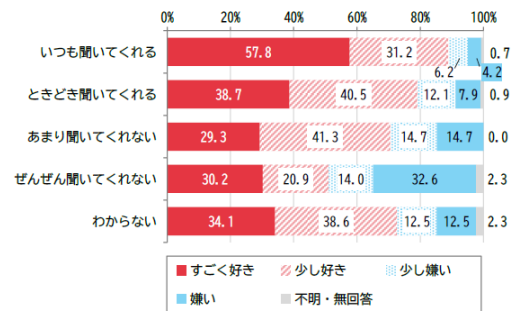


出典：こどもの権利に関するアンケート調査（小学校低学年、小学校高学年、中学生、18歳以上市民）

▼こどもに対する理解・尊重が自己肯定感につながる

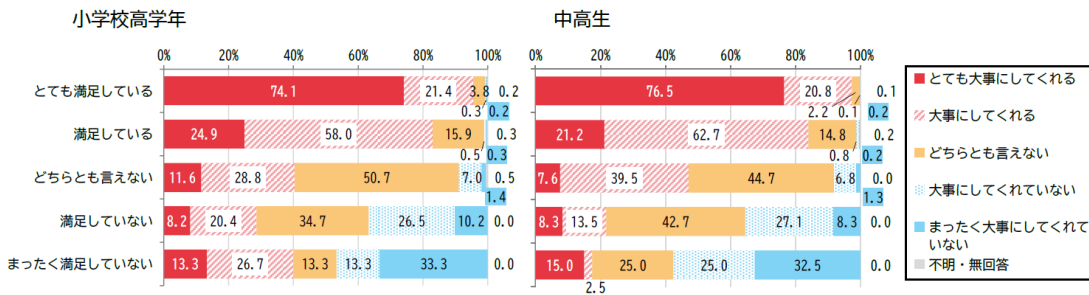
○小学校低学年では、大人が「話を聞いてくれる」と感じるこどもほど、自分を好きだと思う割合が高い傾向にあります。

◆意見の尊重×自己肯定感（小学校低学年）

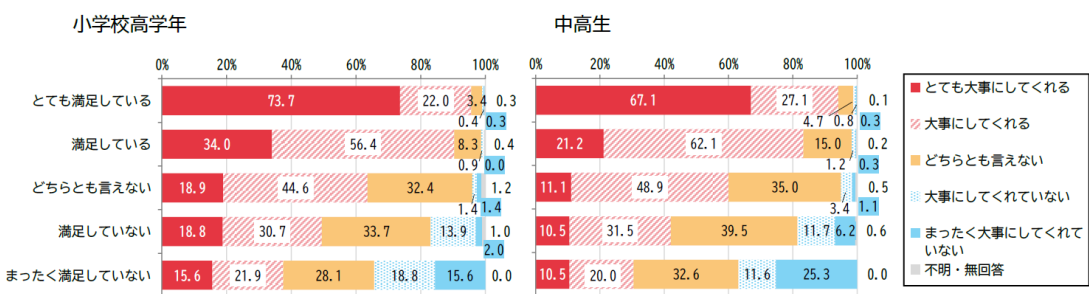


出典：こどもの権利に関するアンケート調査（小学校低学年）

◆家庭への満足度×親などによる意見の尊重



◆学校生活の満足度×先生による意見の尊重

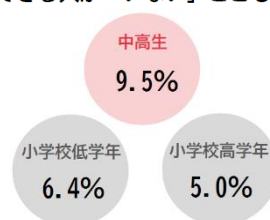


出典：こどもの権利に関するアンケート調査（小学校高学年、中学生）

▼相談できる相手がないこどもが存在する

○小学校低学年、小学校高学年、中学生いずれも、相談できる相手がないこどもが一定数みられ、特に中学生は小学生と比べて割合が高くなっています。

◆相談できる人が「いない」こどもの割合



出典：こどもの権利に関するアンケート調査（小学校低学年、小学校高学年、中学生）

条例の構成

前文	第5章 こどもの権利の擁護および救済 (第15条-第16条)
第1章 総則 (第1条-第3条)	第6章 条例の推進 (第17条-第19条)
第2章 こどもの権利 (第4条)	第7章 雑則 (第20条)
第3章 こどもの権利を保障するための 責務および役割 (第5条-第9条)	附則
第4章 こどもの権利を保障するまちづくり の推進 (第10条-第14条)	

各条文のポイント

(以下に記載のページ数は「素案 解説付き」のページ)

○前文 (P3~4)

「こどもの思い」、「おとなへのメッセージ」、「市やおとなの決意」の3部構成。

そのうち「こどもの思い」、「おとなへのメッセージ」は、こどもが条例づくりに関わる取組「こどもの権利条例いっしょに作って見ない会」に参加したこどもたちによって作成されたものです。

『私たちこどもは、自分の意見や思いを受け止めてもらえたらうれしいな。』

『おとなは意見を聞いてそれをにっこり笑顔で受け止めてほしいです。』

○第1章 総則 条例の目的 (第1条 P5)

この条例の目的は、『こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちの実現』です。

○第1章 総則 用語の定義 (第2条 P6~7)

条例で使用する「こども」「保護者」「市民等」「育ち学ぶ施設等」の意味を定めています。こども基本法を踏まえ、ひらがな表記の「こども」を使用し、その定義も反映しました。

こども…市内に居住、通学、通勤、活動する者のうち18歳未満の者またはこれらの者と等しく権利を認められることが適当な者。

○第1章 総則 基本理念 (第3条 P7~8)

子どもの権利条約の4原則を軸に、条例で大切にしている4つの基本理念を定めています。

①どのような理由でも差別されずに、ありのままの自分で自分らしく生きることができる

②安心して生き、育つことができる

③自分の意見、考え、気持ち等を聴かれ、表明することができ、その意見等が尊重される

④こどもの権利を理解・尊重され、こどもにとって最善の利益を第一に考えられる

○第2章 こどもの権利 (第4条 P9~11)

すべてのこどもの権利の保障のうち、特に、次に掲げる10個のこどもの権利の保障にまち全体で重点的に取り組むことを定めています。

①差別されない権利

②暴力から守られる権利

③意見等の表明、尊重される権利

④参加する権利

⑤安心して生き、育つ権利

⑥ありのままの自分で生きる権利

⑦休む・遊ぶ権利

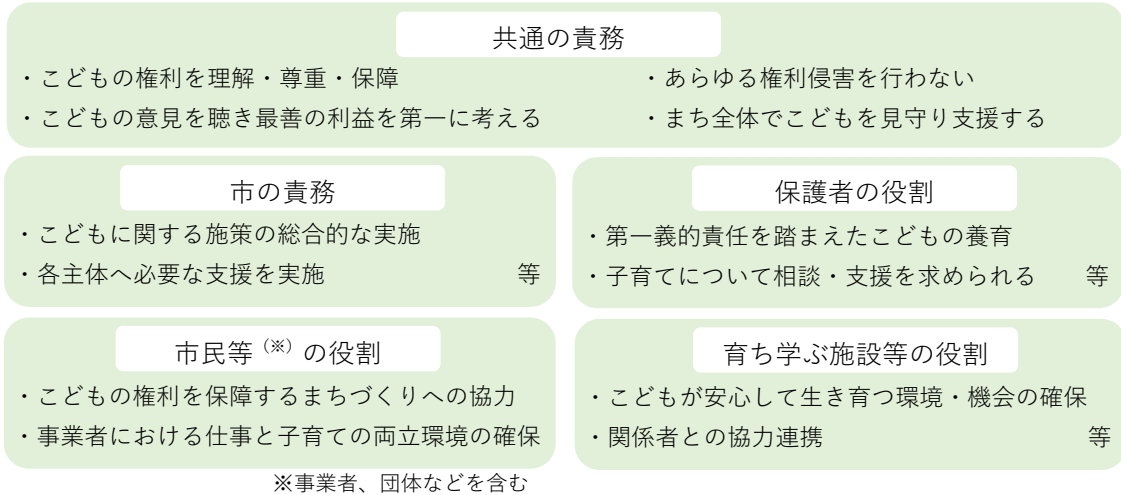
⑧学ぶ権利

⑨相談する権利

⑩必要な支援を受ける権利

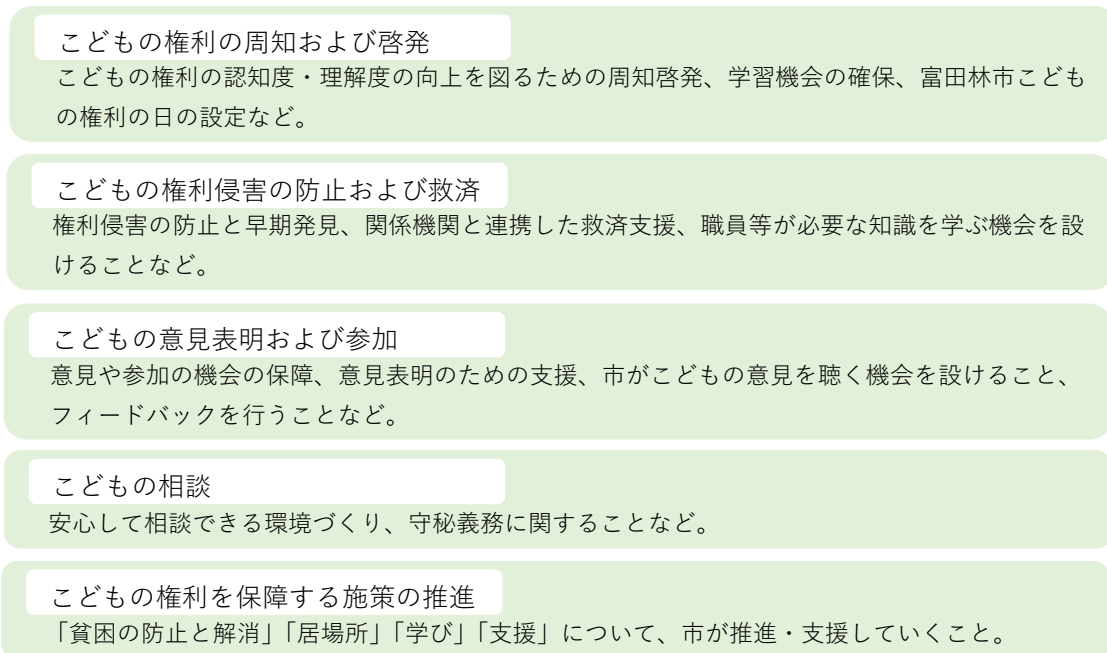
○第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割（第5条－第9条 P12～17）

市・保護者・市民等・育ち学ぶ施設等に共通する責務、それぞれの責務・役割を定めています。



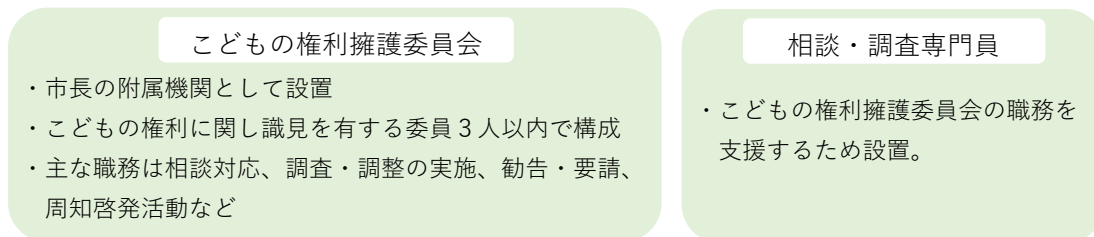
○第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進（第10条－第14条 P18～25）

第2章で定めたこどもの権利を保障するため、以下の内容について定めています。



○第5章 こどもの権利の擁護および救済（第15条－第16条 P26～28）

こどもの権利侵害からの擁護・侵害の防止・救済を図るための仕組みとして、独立した第三者機関「富田林市こどもの権利擁護委員会」の設置を定めています。



○第6章 条例の推進（第17条－第19条 P29～30）

計画・評価・検証など、制定した条例の検証・推進について定めています。

「富田林市こども計画（令和8年3月末策定予定）」に基づいて、こどもに関する施策を総合的に実施することで、条例の実効性を確保し、こどもの権利保障を着実に進めます。